

個人線量計使用上の注意について

原子力科学研究所
放射線管理部 線量管理課

1. 個人線量計着用の徹底

管理区域に立ち入る際は、管理区域出入口に設置された「個人線量計着用チェック装置」等で着用確認を行い、必ず個人線量計を着用して管理区域に入域して下さい。

他事業所において個人線量計を着用せずに管理区域に入域した事例が相次いだことから、文部科学省から各原子力事業者宛での指示文書（平成 21 年 8 月 19 日付）により、管理区域における被ばく管理及び出入管理を徹底するよう指導を受けていますので厳重にご注意下さい。

2. 個人線量計の紛失・破損

個人線量計の紛失や破損が毎年発生しています。個人線量計の保管場所を固定するなど、紛失防止に努めて下さい。また、個人線量計を誤って落下させた際にバッジケースが開き、線量計素子を紛失した例もありますのでご注意ください。

落下等により衝撃を与えないようご注意ください。

3. 個人線量計の所外への持出

個人線量計は、所外に持ち出さないで下さい。（但し、重複登録手続きを行った場合、又は重複登録手続きを要しない作業（1週間未満の作業で予想される被ばくが 0.1mSv 未満）を他事業所で行う場合を除く。）

また、個人線量計を鞆に入れたまま空港で X 線検査を受けたことにより、被ばく線量の測定評価が正しくできないケースが発生していますのでご注意ください。

4. 個人線量計の保管場所

福島第一原子力発電所事故以降、福島由来の放射性降下物の影響により事業所敷地内の放射線レベルが高くなっており、外部被ばく線量を誤検出する事例が多数発生しています。個人線量計の保管は、遮へい効果が期待できるコンクリート建家内など放射線レベルの低い場所（目安として、NaI シンチレーション式サーベイメータの指示値が 0.1 μ Sv/h 以下。）で行うようお願いします。

5. 個人線量計の定期交換期日の厳守及び指定解除手続き遵守の徹底

法令に基づく放射線業務従事者の被ばく線量の定期報告を遅滞なく確実に実施するため、個人線量計の定期交換期日（四半期毎の末日、女子は毎月の末日）を厳守して下さい。

また、以下の基準に該当する場合は、速やかに指定解除登録手続きを行い、個人線量計を返却して下さい。

- ・ 3 月間以上原科研内の放射線作業に従事しなくなった場合
- ・ 退職又は契約期間満了等により退所する場合
- ・ 指定時の所属部又はユニットを異動する場合

以上